

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和2年10月16日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社m o b b y r i d e

3. 認定新事業活動計画の目標

日本では、電動キックボードは現行規制（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及びそれに基づく政省令等）上、原動機付自転車として取り扱われるため、公道で走行させるためには、これらの規制法令に適合していることが求められる。

電動キックボードを原動機付自転車と同様に扱うことが適切ではないのではないかという意見も踏まえ、電動キックボードの適切な規制を検討していくに当たっての判断材料を提供することを目的としている。

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリア内で利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。

収集したデータについては、普通自転車専用通行帯を走行している自転車や車道を走行している原動機付自転車との比較分析を行う。

（2）新事業活動を行う場所の住所

①愛媛県今治市～広島県尾道市

②兵庫県神戸市

③福岡県福岡市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される原動機付自転車が次の一定の基準を満たしていること。

1）貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行うこと。

2）貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における警察庁、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置を行うこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（イ）長さ 140センチメートル

（ロ）幅 80センチメートル

（ハ）高さ 140センチメートル

イ 車体の重量は、40キログラムを超えないこと。

ウ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

（イ）原動機として、電動機を用いること。

（ロ）20キロメートル毎時以上の速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

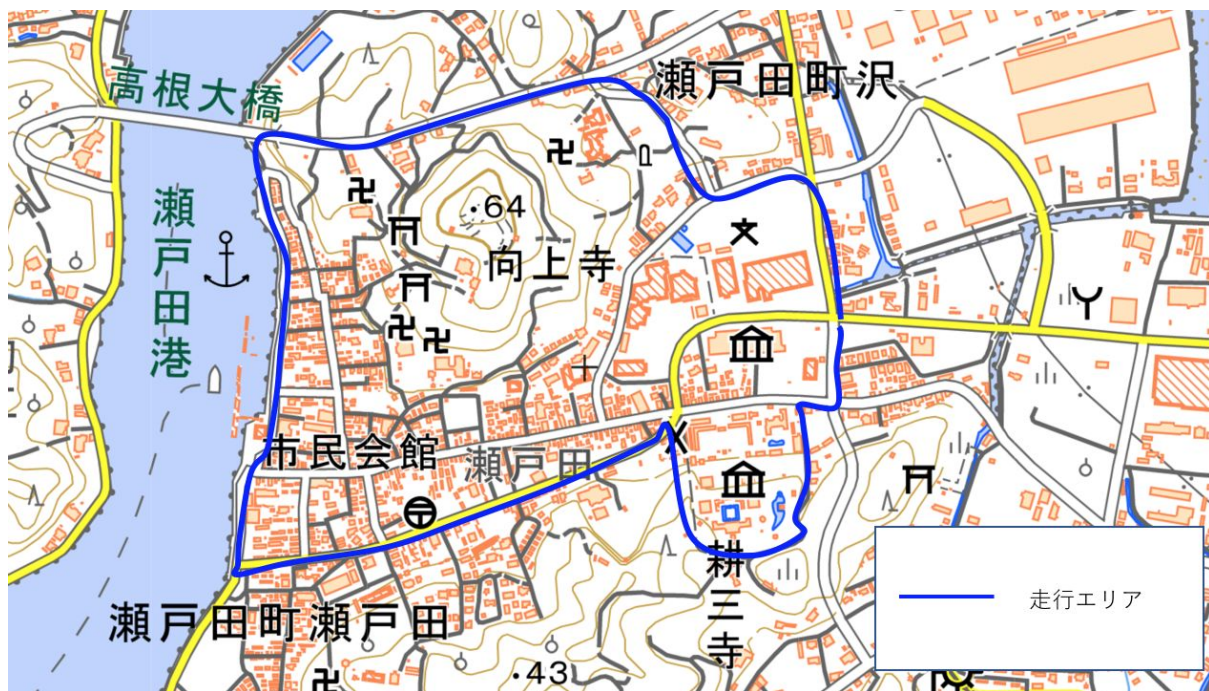
5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和2年10月～令和3年3月

株式会社mobby ride

愛媛県今治市～広島県尾道市エリアマップ①

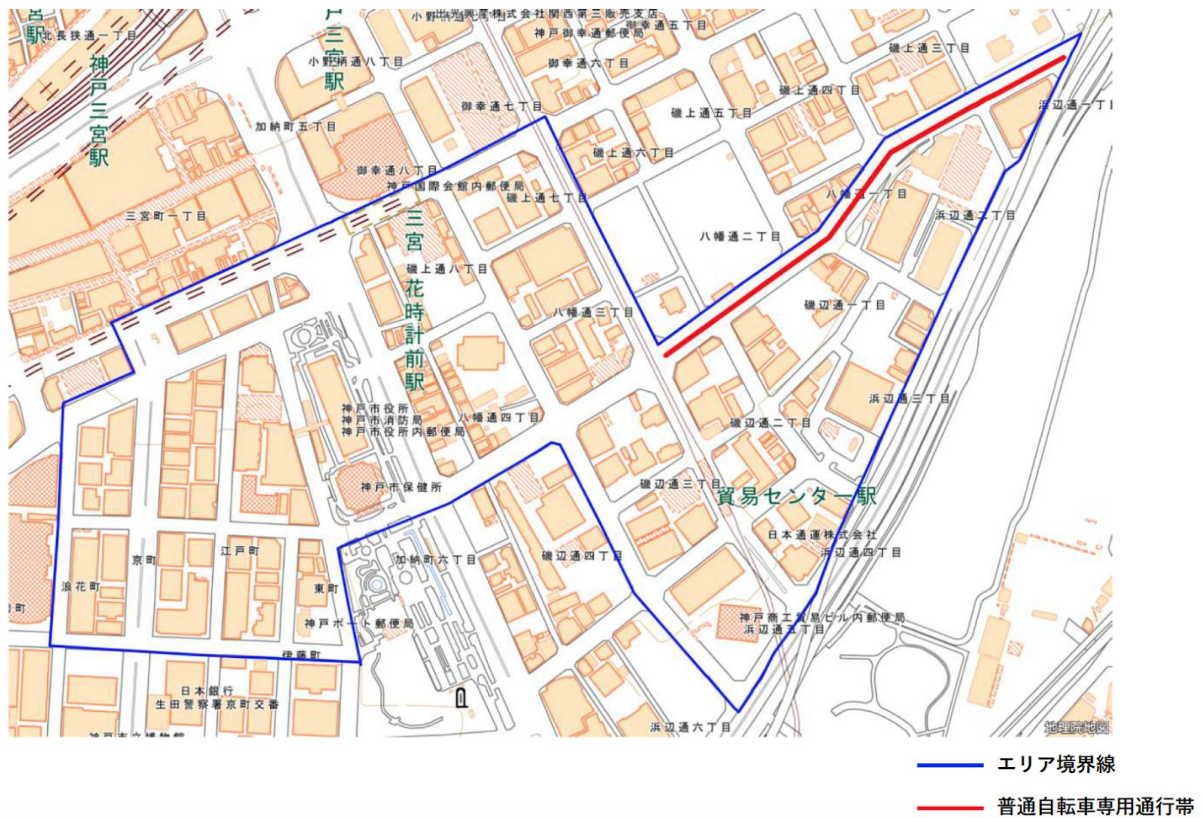


愛媛県今治市～広島県尾道市エリアマップ②



株式会社mobby ride

神戸市エリアマップ



福岡市エリアマップ

